

中央大学学則

(2018年4月1日施行)

※在学生（2018年度入学生以外）は入学時に配付された履修要項に記載の学則を参照してください。

中央大学学則

(規程第二百九十三号)

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 本大学の組織
 - 第一節 教育と研究の組織（第三条―第七条）
 - 第二節 運営の機関及び教職員（第八条―第十六条）
 - 第三節 外国人研究者（第十六条の二）
- 第三章 修学の期間
 - 第一節 修業年限（第十七条）
 - 第二節 学年、学期及び授業日（第十八条―第二十条）
- 第四章 入学、留学、休学、退学及び除籍
 - 第一節 入学、留学等（第二十一条―第二十八条）
 - 第二節 休学、退学及び除籍（第二十九条―第三十一条）
- 第五章 教育課程及び履修方法（第三十二条―第三十六条の二）
- 第六章 試験及び成績（第三十七条―第四十一条）
- 第七章 卒業及び学士の学位（第四十二条―第四十五条）
- 第八章 奨学（第四十六条）
- 第九章 教員、職員及び学生の責務
 - 第一節 通則（第四十七条・第四十八条）
 - 第二節 学生の守るべき事項（第四十九条・第五十条）
- 第十章 賞罰（第五十一条・第五十二条）
- 第十一章 学費等
 - 第一節 選考料及び審査料（第五十三条・第五十四条）
 - 第二節 学費、科目等履修費及び聴講料（第五十五条―第五十八条の二）
 - 第三節 手数料（第五十九条）
 - 第四節 学費等の返還制限（第六十条）
- 第十二章 科目等履修生及び聴講生（第六十一条・第六十一条の二）
- 第十二章の二 外国人留学生（第六十一条の三）
- 第十三章 公開講座（第六十二条）
- 第十四章 改正（第六十三条）
- 第十五章 雑則（第六十四条）

附則

第一章 総則

（この学則の目的）

第一条 この学則は、大学の本旨に基づいて、学校法人中央大学の設置する中央大学（以下「本大学」という。）における教育・研究の組織及び運営について必要な基準を定めることを目的とする。

（本大学の使命）

第二条 本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする。

第二章 本大学の組織

第一節 教育と研究の組織

（学部及び学科）

第三条 本大学に、次の学部を置く。

- 法 学 部
- 経 済 学 部
- 商 学 部
- 理 工 学 部
- 文 学 部
- 総合政策学部

2 前項の学部には、別表第一に掲げる学科を置く。

(学部の教育研究上の目的)

第三条の二 前条第一項に定める学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法学部 法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することのできる人材を養成する。
- 二 経済学部 経済学及びその関連領域にかかる教育研究を行い、広く国際的で豊かな教養・学識と専門能力を有し、社会のさまざまな分野においてその学識と能力を發揮することのできる人材を養成する。
- 三 商学部 商学にかかる各専門分野及びその関連領域における理論並びに実務に関する教育研究を行い、広く豊かな学識と優れた専門能力を有し、ビジネスをはじめとする各分野を通じて社会に貢献できる人材を養成する。
- 四 理工学部 理学並びに工学の分野に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共有の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成する。
- 五 文学部 人文科学及び社会科学の諸分野に関する教育と研究を行う。専門の教育における知的訓練を経て得られた学識と広汎な分野の教育から得られた幅広い教養を持ち、多様な社会に対応し得る人材を養成する。
- 六 総合政策学部 人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその他の関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、「政策と文化の融合」の理念の下に不確実でグローバルな時代に必要とされる高度な知識を持ち、文化的背景を理解して現代社会が抱える諸問題を解決し、より良い社会を構築しうる人材を養成する。

(学生定員)

第四条 第三条の学部及び学科の学生定員は、別表第一に掲げるとおりとする。

(通信教育課程)

第五条 法学部に、通信教育課程を置く。

- 2 通信教育課程に関する特則は、別に定める。

(大学院)

第六条 本大学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関する特則は、別に定める。

(附属施設)

第七条 本大学に、附属の図書館を置く。

- 2 本大学には、前項のほか、附属の研究所、センターその他必要な教育・研究施設を置くことができる。
- 3 附属施設に関する規則は、別に定める。

第二節 運営の機関及び教職員

(学長)

第八条 本大学に、学長を置く。

- 2 学長は、本大学の全般に関する事項をつかさどり、本大学を代表する。

(副学長)

第八条の二 本大学に、学長の職務を助けるため、副学長を置くことができる。

- 2 副学長に関する細目は、別に定める。

(学部長)

第九条 各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、その学部に関する事項をつかさどり、その学部を代表する。
- 3 学部長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学部長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学部長補佐)

第九条の二 各学部に、学部長の業務を補佐するために、学部長補佐を置くことができる。

- 2 学部長補佐に関する細目は、別に定める。

(学部長会議)

第十条 本大学に、各学部間の連絡協議のため、学部長会議を置く。

(教授会)

第十一条 各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、その学部の教授、准教授、助教及び専任講師をもって組織する。この場合において、教授会を組織する助教及び専任講師の範囲は、当該学部が定めるところによる。
- 3 教授会は、その学部に関する次の事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること

二 学位の授与に関すること

三 その他その学部の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、又は、学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べることができる。

（連合教授会）

第十二条 学長、学部長又は教授会が、各学部に共通する重要事項について連絡協議する必要を認めたときは、連合教授会を開くことができる。

（共同の委員会）

第十三条 教授会が必要と認めるときは、他の学部の教授会と共同して、共同の委員会を設けることができる。

（運営の手続き等）

第十四条 学部長会議、教授会、連合教授会及び共同の委員会に関する運営の手続きその他必要な事項については、別に定める。

（教職員）

第十五条 本大学に、専任の教授、准教授、助教、講師（実験講師を含む。）、事務職員、技術職員及び現業職員を置く。

2 本大学に、前項のほか、必要に応じ非常勤の教員（客員教授を含む。）及び臨時の職員を置く。

（名誉教授）

第十六条 本大学は、別に定める細則により、教員であった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

第三節 外国人研究者

（外国人研究者）

第十六条の二 本大学に、外国人研究者を置くことができる。

2 外国人研究者の受入れについては、別に定める。

第三章 修学の期間

第一節 修業年限

（修業年限）

第十七条 学部の修業年限は、四年とする。ただし、第四十三条第二項の規定により卒業を認められた者については、この限りでない。

2 卒業に必要な単位を修得するために在学できる年数は、通算して八年を限度とする。

3 在学できる年数の計算においては、第十九条に定める学期を〇・五年として計算する。

4 再入学及び編入学をした者の在学できる年数については、別に定める。

5 第二項の規定は、留学した者にも適用する。

第二節 学年、学期及び授業日

（学年）

第十八条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、後期の始めに入学した場合の学年は、九月二十一日に始まり、翌年の九月二十日に終わるものとする。

（学期）

第十九条 学年は、二期に分け、次の各号のとおりとする。

一 前期 四月一日から九月二十日まで

二 後期 九月二十一日から翌年三月三十一日まで

（休業日）

第二十条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に定める休日

三 本大学の創立記念日 七月八日

四 夏季休業 七月二十一日から九月二十日まで

五 冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで

六 春季休業 翌年二月十五日から三月三十一日まで

2 休業日の変更又は臨時の休業日については、そのつど公示する。

第四章 入学、留学、休学、退学及び除籍

第一節 入学、留学等

（入学の時期）

第二十一条 入学の時期は、四月一日とする。ただし、教授会の議を経て学長が決定した場合は、入学の時期を後期の学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第二十二條 学部の第一年次に入学する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 学校教育法第九十条第二項の規定により他の大学に入学した者であつて、本大学における教育を受けるにふさわしい学力があると本大学が認めたもの
- 九 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

(入学の志願)

第二十三條 入学を志願する者は、入学願書その他の出願書類に入学選考料を添えて願ひ出て、かつ、入学試験又はこれに代わる選考（以下「入学の選考」という。）を受けなければならない。

(入学の手続き)

第二十四條 入学の選考に合格した者は、入学の手続きをすることができる。

- 2 入学の手続きをする者は、別に定める入学手続要項により、保証人連署の誓約書その他必要な入学書類に学費を添えて、手続きをしなければならない。

(保証人)

第二十五條 保証人は、父、母又はその他の成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

- 2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。
- 3 学生は、保証人の変更又はその氏名若しくは居住地に変更があつたときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

(学生証)

第二十六條 入学（編入学を含む。）の手続を終えた者（以下「新入生」という。）には、学生証を交付する。

(編入学及び転部科)

第二十七條 第二十二條から第二十四條までの規定にかかわらず、編入学及び転部科の資格、志願及び手続については、別に定める。

(他の大学における授業科目の履修)

第二十七條の二 本大学は、教育上有益と認めるときは、別に定める細則により、学生が他の大学の授業科目を履修することを許可することができる。

(留学)

第二十七條の三 前條の規定は、学生が外国の大学へ留学する場合に準用する。

(二重学籍の禁止)

第二十八條 本大学の学部・学科には、他大学又は本大学のその他の学部・学科と併せて在学することはできない。

第二節 休学、退学及び除籍

(休学)

第二十九條 傷病、海外留学その他やむを得ない事由によつて、学期のうち二カ月以上修学することができない者は、その理由を附して、保証人と連署の休学願を提出し、休学の許可を受けて、休学することができる。

- 2 休学の期間は、休学の許可を受けた日から、その学期の終了日までとし、休学の期間が終了した翌日に復学するものとする。
- 3 前項の期間中に休学の事由が消滅しない者は、その理由を附して、保証人と連署の休学願を提出し、許可を受けて引き続き休学することができる。
- 4 休学の許可を受けた日にかかわらず、休学の期間は学期ごとに〇・五年として計算し、通算して四年を超えることはできない。
- 5 休学の期間は、第十七條第一項に定める修業年限には算入しない。
- 6 休学の期間は、第十七條第二項に定める在学できる年数に算入する。
- 7 休学の期間については、学費を減免することができる。

(退学)

第三十條 病気その他の事由によつて退学しようとする者は、保証人と連署の退学届に学生証を添えて、退学の手続きをしなければならない。

(除籍)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- 一 新入生で、指定された期限までに履修届を提出しない者、その他本大学において修学する意志がないと認められる者
- 二 第五十六条第二項に定める期限までに、学費を完納しない者
- 三 在学できる年数を超える者
- 四 退学の決定をされた者

(再入学)

第三十一条の二 前条の規定（第三号の規定を除く。）により除籍された者が、再入学を希望するときは、その理由を附して、保証人と連署の再入学願を提出し、再入学の許可を受けることができる。

2 第五十二条の規定により退学の処分を受けた者の再入学については、特に反省が顕著であると認められたときでなければ許可しない。

第五章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第三十二条 授業科目の名称、単位数、年次配当及び履修方法は、別表第二に掲げるとおりとする。

- 2 前項のほか、文学部に学芸員・社会教育主事・司書及び司書教諭の資格取得のために必要な授業科目を置く。
- 3 前項の授業科目の名称、単位数、年次配当及び履修方法は、別表第二の二、第二の三、第二の四及び第二の五に掲げるとおりとする。

(単位の計算方法及び授業期間)

第三十三条 各授業科目の単位は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって一単位とする。
 - 三 講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかの授業科目について、二以上の方法の併用により行う場合は、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって一単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 各授業科目の授業は、十五週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(履修の手続き)

第三十四条 学生は、その学年に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出のうえ、履修しなければならない。

(単位の授与)

第三十五条 授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学習の評価（以下「試験」という。）に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学において修得した単位)

第三十五条の二 第二十七条の二の規定により履修した授業科目について修得した単位は、六十単位を超えない範囲で各教授会が定めるところにより、本大学において修得したものとみなすことができる。

(外国の大学において修得した単位)

第三十五条の三 前条の規定は、学生が外国の大学に留学する場合に準用する。

(入学前に修得した単位)

第三十五条の四 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学の一年次に入学する前に第六十一条に規定する本大学の科目等履修生として修得した単位を、本大学入学後に本大学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、本大学に編入学した者が、本大学に入学する前に本大学、他大学、短期大学その他の中央大学学則施行規則（以下、「施行規則」という。）第三条に定める学校等において修得した単位を本大学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第三十五条の五 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、各教授会の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第三十五条の二及び第三十五条の三により本大学において修得したものとみなす単位数並びに施行規則第十五条第一項により修得した単位と合わせて六十単位を超えないものとする。

(教育職員免許を取得しようとする者の履修方法)

第三十六条 教育職員の免許を取得しようとする者は、教職に関する科目及び必要な授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修により、本大学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第三に掲げるとおりとする。

(学芸員・社会教育主事・司書・司書教諭資格を取得しようとする者の履修方法)

第三十六条の二 学芸員・社会教育主事・司書及び司書教諭の資格を取得しようとする者は、それぞれの資格取得のために必要な授業科目を履修しなければならない。ただし、司書教諭の資格を取得しようとする者は、現に教育職員免許状を取得するために必要な授業科目を履修している者でなければならない。

第六章 試験及び成績

(試験の方法)

第三十七条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

(試験の時期)

第三十八条 試験は、学年末又は学期末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第三十九条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2 学費及び必要な手数料を納入しない者は、試験を受けることができない。

3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第四十条 試験の成績は、A、B、C、D及びEで示し、A、B、C及びDを合格とし、Eを不合格とする。

(成績の通知)

第四十一条 前条の成績は、学生に通知する。

第七章 卒業及び学士の学位

(卒業に必要な単位)

第四十二条 各学部の卒業に必要な単位は、別表第二に掲げるとおりとする。

(卒業の要件)

第四十三条 卒業の要件は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、休学の期間中は卒業できない。

一 四年以上在学すること

二 卒業に必要な単位を修得していること

2 各学部教授会の定めるところにより、当該学部の学生として三年以上在学した者が、前項第二号に定める卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前項第一号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

(卒業の時期)

第四十三条の二 卒業の時期は、学年末とする。ただし、教授会の議を経て学長が決定した場合は、卒業の時期を他の時期とすることができる。

(学士の学位)

第四十四条 卒業の要件を備えた者には、学士の学位を授与し、卒業証書・学位記を交付する。

(専攻分野の名称)

第四十五条 学士の学位に付する専攻分野の名称は、その学部又は学科に従って、別表第三の二に掲げるとおりとする。

第八章 奨学

(奨学)

第四十六条 能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者には、奨学の方法を講ずることができる。

2 奨学の方法は、奨学金の貸与及び給付とする。

3 奨学の方法に関する規程は、別に定める。

第九章 教員、職員及び学生の責務

第一節 通則

(相互の尊重と協力)

第四十七条 教員、職員及び学生（科目等履修生及び聴講生を含む。以下同じ。）は、個人の尊厳を重んじ、学問の自由を尊重し、それぞれの職責・地位に即しつつ、相互の信頼と協力によって、本大学の使命を達成するように努めなければならない。

(環境の保持)

第四十八条 教員、職員及び学生は、本大学の使命にかんがみ、教育と研究にふさわしい環境が保持されるよう自ら努めるとともに、本大学の正常な運営に協力しなければならない。

第二節 学生の守るべき事項

(学生の守るべき事項)

第四十九条 学生は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 登校するときは、必ず学生証（科目等履修生証及び聴講生証を含む。）を携帯し、教職員から学生証の提示を求められた

場合には、これを提示すること。

二 教育・研究に支障を及ぼし、又は他の者の個人の尊厳若しくは人格を侵害するような言動をしないこと。

三 その他学生としての本分に反しないこと。

(変更届)

第五十条 学生は、その氏名、居住地又は本籍に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

第十章 賞罰

(表彰)

第五十一条 学生として表彰に値する行為があったときは、表彰することができる。

(懲戒)

第五十二条 学則に違反し、その他不都合な行為のあった学生に対しては、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。ただし、退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してでなければ行うことができない。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席の常でない者

四 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 前項に定める訓告、停学又は退学の処分は、学長が別に定めるところにより行うものとする。

第十一章 学費等

第一節 選考料及び審査料

(選考料)

第五十三条 入学（再入学及び編入学を含む。）又は転科を志願する者は、別表第四に掲げる選考料を納めなければならない。

ただし、推薦入学の選考において、二段階選考を実施する場合は、別表第四の二に掲げる選考料を納めなければならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、本大学は、特別の理由がある場合に、別に定めるところにより選考料を減額することがある。

(審査料)

第五十四条 第六十一条に規定する科目等履修生又は第六十一条の二に規定する聴講生となることを願い出る者は、別表第四の三に掲げる審査料を納めなければならない。ただし、第六十一条第五項に規定する履修期間又は第六十一条の二第四項に規定する聴講期間を超えて継続して履修又は聴講を願い出る者については、審査料を免除する。

2 前項の規定にかかわらず、同一年度に第六十一条又は第六十一条の二に基づき二つ以上の学部履修又は聴講を願い出る者の審査料は、重複して納入することを要しない。

第二節 学費、科目等履修費及び聴講料

(学費)

第五十五条 学費は次のとおりとし、納入額は別表第五、別表第六及び別表第七に掲げるとおりとする。

一 入学金

二 授業料

三 実験実習料

四 削除

五 施設設備費

六 教職履修料

七 学芸員・社会教育主事・司書・司書教諭履修料

2 学費の減免措置については、別に定める。

(納期)

第五十六条 前条第一項に規定する学費は、毎学年六月三十日までに全納しなければならない。ただし、授業料、実験実習料及び施設設備費についてやむを得ない事由により全納できないときは、前期と後期の二期に分納することができる。

2 前項ただし書に定める分納の期限は次のとおりとする。

一 前期 六月三十日

二 後期 一月十四日

3 前項各号に定める期日までにやむを得ない事由により学費を納入することができない場合は、保証人と連署の延納願を提出して許可を受け、次に掲げる期日までに学費を納入した場合に限り、前項各号の期限までに学費が納入されたものとみなす。

一 前期 七月十四日

二 後期 一月二十八日

4 前三項の規定にかかわらず、第二十一条ただし書の適用を受けた者の学費の納期については、別に定める。

(特殊学費)

第五十七条 再入学その他特殊な場合の学費については、別に定める。

(科目等履修費)

第五十八条 第六十一条に規定する科目等履修生の科目等履修費は次のとおりとし、納入額は別に定める。

- 一 登録料
- 二 科目履修料
- 三 教職履修料
- 四 学芸員・社会教育主事・司書・司書教諭履修料

(聴講料)

第五十八条の二 第六十一条の二に規定する聴講生の聴講料の納入額は、別に定める。

第三節 手数料

(手数料)

第五十九条 手数料の種類及び納入額については、別に定める。

第四節 学費等の返還制限

(学費等の返還制限)

第六十条 納入した学費等は、返還しない。

第十二章 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生)

第六十一条 各学部教授会（中央大学教育職員の養成に関する運営委員会（以下「教職運営委員会」という。）を含む。）は、本大学の学部学生以外の者が単位の修得を目的として、別表第四の三に掲げる審査料を添えて特定の授業科目の履修を願い出た場合には、教育に支障がないときに限り、別に定める審査基準により、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

- 2 前項により履修を願い出ることができる者は、第二十二条に定める入学の資格を有する者でなければならない。ただし、教授会が当該授業科目を履修することのできる十分な学力を有すると認める者については、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育職員の免許並びに学芸員、社会教育主事、司書及び司書教諭の資格を取得するために必要な授業科目の単位の修得を目的として履修を願い出ることができる者は、学士の学位（大学院に在学する者を含む。）を有する者であって、教職運営委員会又は文学部教授会がそれぞれ定める要件を満たす者でなければならない。
- 4 履修を許可された者は、所定の期日までに、別に定める科目等履修費を納入し、履修の手続をしなければならない。当該手続を終えた者には、科目等履修生証を交付する。
- 5 科目等履修生として、授業科目を履修できる期間は、六カ月又は一年とする。
- 6 科目等履修生が各学部において一学年度に履修できる単位は、三十単位を超えない範囲で当該学部教授会において定める。ただし、第三項の規定により科目等履修生となった者の一学年度に履修できる単位の上限は、必要に応じて教職運営委員会又は文学部教授会において定めるものとする。
- 7 前項本文の規定にかかわらず、科目等履修生が二学部以上の授業科目を履修する場合において、一学年度に履修できる単位は、各学部を通算して三十単位を超えることはできない。ただし、第三項の規定により科目等履修生となった者の一学年度に履修できる単位の上限については、この限りでない。
- 8 科目等履修生が、授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学習の評価（以下「試験」という。）に合格したときには、所定の単位を与える。当該試験の成績は、科目等履修生に通知する。
- 9 科目等履修生の受入れに関するその他の細目は、別に定める。

(聴講生)

第六十一条の二 各学部教授会は、別表第四の三に定める審査料を添えて、特定の授業科目について聴講を願い出た者がいる場合には、教育に支障がないときに限り、別に定める審査基準により、聴講生として当該授業科目の聴講を許可することができる。

- 2 聴講を願い出る者の資格は、各学部教授会が定める。
- 3 聴講を許可された者は、所定の期日までに、別に定める聴講料を納入し、聴講の手続をしなければならない。当該手続を終えた者には、聴講生証を交付する。
- 4 聴講生として、授業科目を聴講できる期間は、六カ月又は一年とする。
- 5 聴講生が聴講した授業科目について試験を受けたときは、請求により成績証明書を交付する。ただし、授業科目の単位は与えない。
- 6 聴講生の受入れに関するその他の細目は、別に定める。

第十二章の二 外国人留学生

(外国人留学生)

第六十一条の三 外国人留学生の受入れについては、別に定める。

- 2 外国人留学生で、外国の大学を卒業した者又はこれに準ずる者は、第三年次に編入学を認めることができる。
- 3 外国人留学生については、学修の必要に応じて別表第二に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて特別の科目を置く

ことができる。

4 前項に定める特別の科目として日本語及び日本事情に関する科目等（以下「日本語科目等」という。）を置く。

5 日本語科目等の名称、単位数、年次配当及び履修の基本方法は、別表第二の六に掲げるとおりとする。

第十三章 公開講座

（公開講座）

第六十二条 本大学は、正規の授業のほか、適時、公開講座を開設する。

第十四章 改正

（改正）

第六十三条 この学則の改正は、教授会及び教学審議会の議を経なければならない。

第十五章 雑則

（施行の細目）

第六十四条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他この執行について必要な細目は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二十九条第四項、第三十二条第三項、第四十条、第四十二条、第五十五条及び第五十六条の規定は、昭和五十年四月一日以降の入学生から適用し、昭和四十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第三十二条第三項別表第二中理工学部の一部・二部土木工学科の「道路工学第二」は、昭和四十七年四月一日以降の入学生から、「交通工学」、「道路工学第一」については、昭和四十八年四月一日以降の入学生から、「力学演習」、「土木解析演習」については、昭和四十九年四月一日以降の入学生から、それぞれ適用する。

3 前項に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（規程第三百五十号）

この学則は、昭和五十年十一月二十日から施行する。

附 則（規程第三百六十四号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（中央大学教育職員養成課程規則の廃止）

2 中央大学教育職員養成課程規則（規程第二百六十三号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この学則による改正後の第三十二条第三項別表第二は、昭和五十一年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、教育職員免許状取得のために必要な授業科目については、昭和五十年四月一日以前の入学生にも適用する。

4 前項の定めにかかわらず、法学部一部・二部法律学科の「外国文化論」は、昭和四十九年四月一日以降の入学生から適用し、商学部一部・二部の「ロシア語特講」及び理工学部一部・二部土木工学科の「火薬工学」は、昭和四十八年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第四百十一号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十二条第三項別表第二は、昭和五十二年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、教育職員免許状取得のために必要な授業科目については、昭和五十一年四月一日以前の入学生にも適用する。

附 則（規程第四百四十四号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十二条第三項別表第二は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の定めにかかわらず、経済学部一部・二部の外国語科目のうち、「随意科目」は、昭和五十二年度入学生から適用する。

附 則（規程第四百五十六号）

この学則は、昭和五十二年十二月十五日から施行する。

附 則（規程第四百六十号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十二年十二月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第五十五条別表第五の施設設備資金の項中、一部の法学部・経済学部・商学部・文学部の欄に掲げる金額は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例により、同項中、二部の法学部・経済学部・商学部・文学部の欄に掲げる金額は、昭和五十四年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第四百六十四号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十二条第三項別表第二は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の定めにかかわらず、文学部一部の学芸員資格取得のために必要な授業科目は、昭和五十一年四月一日以降の入学生に適用し、社会教育主事資格取得のために必要な授業科目は、昭和五十年四月一日以降の入学生に適用する。

附 則（規程第五百十四号）

この学則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（規程第五百三十号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十二条第三項別表第二は、昭和五十四年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の定めにかかわらず、理工学部一部・二部土木工学科の「火薬工学」は、昭和五十一年四月一日以降の入学生に適用し、理工学部一部管理工学科の「管理数学第四」は、昭和五十二年四月一日以降の入学生に適用する。

附 則（規程第五百三十二号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 法学部一部・経済学部一部・商学部一部・文学部一部・文学部二部の学生定員の総定員については、別表第一の規定にかかわらず、昭和五十四年度から昭和五十六年度までの間は次のとおりとする。

（単位・人）

学 部	学 科	総 定 員		
		昭和五十四年度	昭和五十五年度	昭和五十六年度
法学部一部	法 律 学 科	二、三〇〇	二、六〇〇	二、九〇〇
	政 治 学 科	一、〇五〇	一、一〇〇	一、一五〇
	計	三、三五〇	三、七〇〇	四、〇五〇
経済学部一部	経 済 学 科	一、三〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇
	産 業 経 済 学 科	八五〇	九〇〇	九五〇
	国 際 経 済 学 科	八五〇	九〇〇	九五〇
	計	三、〇〇〇	三、二〇〇	三、四〇〇
商学部一部	経 営 学 科	一、〇五〇	一、一〇〇	一、一五〇
	会 計 学 科	一、〇五〇	一、一〇〇	一、一五〇
	商 業 ・ 貿 易 学 科	一、〇五〇	一、一〇〇	一、一五〇
	計	三、一五〇	三、三〇〇	三、四五〇
文学部一部	文 学 学 科	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇
	史 学 学 科	五〇〇	六〇〇	七〇〇
	哲 学 学 科	五〇〇	六〇〇	七〇〇
	計	二、〇〇〇	二、四〇〇	二、八〇〇
文学部二部	文 学 学 科	三〇〇	四〇〇	五〇〇

	計	三〇〇	四〇〇	五〇〇
--	---	-----	-----	-----

附 則（規程第五百三十三号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和五十三年四月一日以前の入学生に関する学費は、第五十五条別表第五の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附 則（規程第五百七十四号）

この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第五百九十二号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十二条第三項別表第二及び第三十六条第三項別表第二の二・別表第二の三は、昭和五十五年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の定めにかかわらず、理工学部一部・二部電気工学科の「発変電工学」は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用し、文学部一部各学科共通科目のうち「情報処理論」は、昭和五十二年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第六百四十八号）

この学則は、昭和五十五年十月九日から施行する。

附 則（規程第六百五十九号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第五十三条ただし書きの規定は、昭和五十六年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二、第二の二及び第二の三は、昭和五十六年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、法学部一部外国語科目の随意科目、「アラビア語」は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用する。

3 第三十二条第四項別表第二の四及び五は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第六百七十五号）

この学則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（規程第七百十三号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二は、昭和五十七年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の定めにかかわらず、経済学部一部外国語科目の随意科目、「スペイン語」、「ロシア語」及び経済学部一部、経済学部二部専門教育科目の選択科目、「演習論文」は、昭和五十五年四月一日以降の入学生から適用し、理工学部一部、理工学部二部物理学科、工業化学科の「地学実験」、「生物学実験」及び電気工学科の「電子工学」、「半導体工学」、「デジタル回路」、「パルス回路」、「有線通信伝送工学」、「無線通信伝送工学」は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第七百二十三号）

この学則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第七百六十八号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二は、昭和五十八年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の定めにかかわらず、理工学部一部土木工学科の「土木計画学」、「水文学」、「海岸工学」、「交通工学」、「応用水理学」、「港湾工学」、「エネルギー工学」及び理工学部二部土木工学科の「交通工学」、「土木施工第一」、「土木図学」は、昭和五十七年四月一日以降の入学生から適用し、理工学部一部・二部管理工学科の「信頼性工学第一」、「信頼性工学第二」は、昭和五十六年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第七百九十六号）

この学則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（規程第八百四号）

この学則は、昭和五十八年六月二十九日から施行する。

附 則（規程第八百四十一号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和五十八年十二月二十四日から施行する。ただし、別表第二及び別表第二の四の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二及び別表第二の四は、昭和五十九年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、別表第二の四中「情報管理」は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第八百八十五号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和六十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二及び別表第二の二は、昭和六十年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第九百九号）

この学則は、昭和六十年五月十六日から施行する。

附 則（規程第九百三十二号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二は、昭和六十一年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、法学部一部、二部政治学科の「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」は、昭和五十六年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項本文の定めにかかわらず、経済学部一部一般教育科目の「倫理学」及び外国語科目の随意科目、「スペイン語」並びに経済学部一部、二部専門教育科目の選択科目、「社会心理学」は、昭和六十年四月一日以前の入学生には、これを適用しない。

- 4 第一項の定めにかかわらず、この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二の文学部一部哲学科教育学専攻並びに別表第二の二及び別表第二の三については、昭和六十一年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、別表第二の教職に関する専門科目については、昭和五十四年四月一日以降の入学生から適用する。

- 5 第一項の定めにかかわらず、この学則による改正前の第三十二条第四項別表第二、教職に関する専門科目（法、経済、商、理工学部一部・二部各学科共通）中、「道德教育の研究」は、昭和六十年四月一日以前の入学生に、なお適用する。

附 則（規程第九百五十九号）

この学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百七十七号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第五十五条別表第五は、昭和六十二年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第九百八十二号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二は、昭和六十二年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の定めにかかわらず、法学部一部・二部政治学科の「外国書講読（中国）一部」及び「外国書講読（中国）二部」は、昭和五十六年四月一日以降の入学生から適用し、理工学部一部・二部物理学科の「生物学」及び工業化学科の「地学」は、昭和六十一年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千四十号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二は、昭和六十三年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、経済学部一部に関わる部分は、昭和六十二年四月一日以降の入学生から適用し、理工学部一部電気工学科及び理工学部二部電気工学科に関わる部分は、昭和六十一年四月一日以降の入学生から適用する。

4 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二の三は、昭和五十六年四月一日以降の入学生から適用する。ただし、この学則施行の日前に、改正前の別表第二の三に規定する科目の単位を既に修得した者の取扱いについては、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（昭和六十二年文部省令第二号）の定めるところによる。

附 則（規程第千四十一号）

(施行期日)

1 この学則は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第三の二は、昭和六十四年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六十三年四月一日以前の理工学部一部・二部電気工学科及び工業化学科の入学生については、なお従前の例による。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

3 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第九百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則の表中「電気工学科」を「電気・電子工学科」に、「工業化学科」を「応用化学科」に改める。

附 則（規程第千五十三号）

この学則は、昭和六十三年七月十五日から施行する。

附 則（規程第千九十四号）

(施行期日)

1 この学則は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第三十二条第四項別表第二及び第六十一条の三第五項別表第二の六は、平成元年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の定めにかかわらず、商学部一部「損害保険論」は、昭和六十二年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千百六号）

(施行期日)

1 この学則は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三の二の文学部一部に係る部分は、平成二年四月一日以降の入学生から適用し、平成元年四月一日以前の文学部一部の入学生については、なお従前の例による。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

3 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第九百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則中「昭和七十年」を「平成七年度」に改め、

附則の表中

文学部一部	文 学 科	四〇〇
	史 学 科	二〇〇
	哲 学 科	二〇〇
	計	八〇〇
総	計	四、五七〇

を

文学部一部	文 学 科	三六五
	史 学 科	一八五
	哲 学 科	四〇
	社 会 学 科	一六〇
	教 育 学 科	一〇〇
総	計	八五〇
総	計	四、六二〇

に改める。

附 則（規程第千百十三号）

(施行期日)

1 この学則は、平成二年四月一日から施行する。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

2 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第九百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則中ただし書及び表を削る。

附 則（規程第千百十五号）

この学則は、平成元年十月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は平成二年四月一日から施行し、平成二年四月一

日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千百三十号）

この学則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（規程第千百四十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二中法学部一部・二部法律学科の「法学」については、平成二年四月一日以降の入学生から適用し、平成元年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第二中文学部一部・二部の項は、平成二年四月一日以降の入学生から適用し、平成元年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千百五十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二は、平成二年四月一日以降の入学生から適用し、平成元年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千百六十一号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二及び別表第三は、平成二年四月一日以降の入学生から適用し、平成元年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千百六十二号）

この学則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（規程第千百七十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第五十五条第一項、第五十六条、別表第五、別表第六及び別表第七の規定は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千百八十六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二中商学部に係る部分は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、商学部一部・二部「経済地理」は、平成二年四月一日以降の入学生から適用する。

3 この学則による改正後の別表第二中理工学部に係る部分は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

4 この学則による改正後の別表第二中文学部一部史学科「哲学概論」、「倫理学概論」、哲学科「国史概説」、「東洋史概説」、「西洋史概説」、社会学科「国史概説」、「東洋史概説」、「西洋史概説」、「哲学概論」、「倫理学概論」、教育学科「国史概説」、「東洋史概説」、「西洋史概説」、「哲学概論」、「倫理学概論」及び文学部一部各学科共通科目「社会思想史」は、平成二年四月一日以降の入学生から適用し、文学部一部随意科目は、昭和六十三年四月一日以降の入学生から適用する。

5 この学則による改正後の別表第二の二、別表第二の四及び別表第二の五は、平成二年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千二百六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成四年四月一日から施行する。

（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

2 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中ただし書及び表を削る。

附 則（規程第千二百二十一号）

この学則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千二百二十二号）

この学則は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（規程第千二百三十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二は、平成二年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千二百四十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三年七月一日から施行する。

（学士の学位に関する経過措置）

2 改正前の中央大学学則による学士の称号は、改正後の中央大学学則による学士の学位とみなす。

3 改正後の理工学部一部情報工学科の学士の学位は、平成四年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千二百五十号）

（施行期日）

1 この学則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二中商学部及び理工学部に係る部分は、平成四年四月一日以降の入学生から適用し、平成三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千二百七号）

（施行期日）

1 この学則は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則施行後、最初に就任する総合政策学部長の任期は、第九条第三項の規定にかかわらず、平成七年十月三十一日までとする。

（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

3 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千二百六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び表を削る。

附 則（規程第千二百五十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成五年四月一日から施行する。

（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

2 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千二百七号）の一部を次のように改正する。

附則中第四項及び表を削る。

附 則（規程第千二百五十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第二十七条の短期大学、高等専門学校卒業者の編入学は、平成七年四月一日以降の編入学生から適用する。

3 この学則による改正後の別表第二は、平成五年四月一日以降の入学生から適用し、平成四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

4 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千二百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び表を削る。

附 則（規程第千二百七十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二及び別表第二の六は、平成五年四月一日以降の入学生から適用し、平成四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二中「ロシア政治論」については、平成四年四月一日以前の入学

生にも適用する（二年次の履修を除く。）。ただし、「ソビエト政治論」の単位を修得した者については、この限りでない。

附 則（規程第千二百九十号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三年十一月十四日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第二十二号に規定する文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者は、改正後の第二十二号に掲げる者とみなす。

附 則（規程第千二百九十一号）

（施行期日）

1 この学則は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第六の規定は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千三百四十六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の学則は、平成五年四月一日以降の入学生から適用し、平成四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二中法学部二部の「ロシア政治論」については、平成四年四月一日以前の入学生についても適用する（二年次の履修を除く。）。ただし、「ソビエト政治論」の単位を修得した者については、この限りでない。

附 則（規程第千三百四十七号）

この学則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（規程第千三百六十三号）

この学則は、平成五年六月二十四日から施行する。

附 則（規程第千三百四十号）

（施行期日）

1 この学則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一に定める商学部一部金融学科の編入学定員は、平成八年四月一日以降の編入学生から適用する。

3 この学則による改正後の別表第二は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、平成五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二商学部一部の項中「中国・ロシア経済論」については、平成五年四月一日以前の入学生にも適用する。ただし、「中ソ経済論」の単位を修得した者については、この限りではない。

（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

5 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千二百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び表を削る。

附 則（規程第千三百八十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則の施行の際、平成五年四月一日以前から継続して改正前の学則第六十一条の二に規定する単位取得を伴う聴講生であった者で、改正後の学則第六十一条により履修を願い出た者については、第五十四条第一項に規定する審査料を免除する。

附 則（規程第千三百九十号）

（施行期日）

1 この学則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二、別表第二の四、別表第二の五及び別表第二の六の規定は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、平成五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二商学部二部の項中「中国・ロシア経済論」については、平成五年四月一日以前の入学生にも適用する。ただし、「中ソ経済論」の単位を修得した者については、この限りではない。

附 則（規程第千四百十三号）

この学則は、平成六年七月十三日から施行する。

附 則（規程第千四百二十九号）

この学則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（規程第千四百四十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第六の規定は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千四百五十六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二は、平成七年四月一日以降の入学生から適用し、平成六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千四百七十号）

この学則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（規程第千四百七十四号）

（施行期日）

1 この学則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（規程第千五百二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二及び別表第二の六は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、平成七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二中法学部一部法律学科「教育法」、「特殊講義」、法学部二部法律学科「教育法」及び総合政策学部「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」は、平成五年四月一日以降の入学生から適用し、平成四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千五百七号）

（施行期日）

1 この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第三の二は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

3 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千四百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削る。

附 則（規程第千五百三十一号）

この学則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（規程第千五百三十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則施行の際、改正前の別表第二の規定に基づいて単位を修得している授業科目及びその単位は、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成八年四月一日以前の入学生であって、この学則施行の際、改正前の別表第二の規定に基づいて情報処理Ⅰ（三単位）の単位を修得している者については、この学則別表第二の規定にかかわらず、卒業に必要な情報処理Ⅰの単位を三単位とする。

4 平成五年四月一日以前の入学生であって、この学則施行の際、改正前の別表第二の規定に基づいて事例研究（演習）Ⅱ（四単位）の単位を修得している者の卒業に必要な応用科目群の単位については、基幹科目群から修得した単位のうち、卒業に必要な単位を超えて修得している単位を四単位充てるものとする。

附 則（規程第千五百四十七号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第六は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第千五百五十五号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二及び別表第二の六は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第千五百七十七号)

この学則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千六百十四号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二、別表第二の四及び別表第二の五は、平成十年四月一日以降の入学生から適用し、平成九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、この学則による改正後の別表第二中法学部一部法律学科「基礎演習3」は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、国際企業関係法学科「国際関係法特講 (EU経済法)」は、平成五年四月一日以降の入学生から適用する。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二中商学部一部・二部各学科の「外国書講読 (中) I」、「外国書講読 (西) I」、「外国書講読 (露) I」、「外国書講読 (朝) I」、「外国書講読 (中) II」、「外国書講読 (西) II」、「外国書講読 (露) II」、「外国書講読 (朝) II」、「総合講座V」は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、商学部一部各学科の「EU経済論」は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、商学部二部各学科の「EU経済論」は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、商学部一部会計学科の「会計学英語文献講読」は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、商学部一部金融学科の「経営史」、「商業史」、「ビジネス英語 I」、「経済史」、「企業経済学」、「貿易システム論」、「社会思想史」、「中国・ロシア経済論」、「ビジネス英語 II (ビジネス・コミュニケーション)」、「ビジネス英語 III (ビジネス・ライティング)」、「特殊講義 I」、「特殊講義 II」、「特殊講義 III」、「特殊講義 IV」、「アメリカの言語と文化」、「総合講座 I」、「総合講座 II」、「総合講座 III」、「総合講座 IV」、「上級外国語演習 (ロシア語)」は、平成六年四月一日以降の入学生から適用する。
- 4 第二項本文の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二中理工学部一部各学科の「言語・記号論」、「情報・メディア論」、「科学思想 I」、「科学思想 II」、「生命と多様性 I」、「生命と多様性 II」、「アジアの文化と歴史 I」、「アジアの文化と歴史 II」は、平成六年四月一日以降の入学生から適用する。
- 5 第二項本文の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二中教職に関する科目は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第千六百三十六号)

この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千六百三十七号)

この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千六百四十五号)

この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (規程第千六百五十一号)

この学則は、平成十一年一月十一日から施行する。

附 則 (規程第千六百六十三号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二中理工学部一部・二部応用化学科「無機材料化学」、「分子電気化学」、理工学部一部応用化学科「有機合成化学」及び文学部一部に係る部分は、平成十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の別表第二中理工学部一部情報工学科の「代数学 I」、「代数学 II」、「解析学」は、平成十年四月一日以降の入学生から適用し、平成九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

4 この学則による改正後の別表第二の二及び別表第二の三は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

5 中央大学学則の一部を改正する学則(規程第千六百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項本文の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二中理工学部一部各学科の「言語・記号論」、「情報・メディア論」、「科学思想Ⅰ」、「科学思想Ⅱ」、「生命と多様性Ⅰ」、「生命と多様性Ⅱ」、「アジアの文化と歴史Ⅰ」、「アジアの文化と歴史Ⅱ」は、平成六年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則(規程第千六百九十八号)

この学則は、平成十一年六月二十一日から施行する。

附 則(規程第千六百九十九号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二中教職に関する科目は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(規程第千六百九十一号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第三条の規定並びに別表第一、別表第二、別表第二の六、別表第三、別表第三の二、別表第六及び別表第七は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 法学部二部、経済学部二部、商学部二部及び理工学部二部については、平成十二年度から学生募集を停止し、当該二部に在学する者がいなくなるまでの間は、存続するものとする。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

4 中央大学学則の一部を改正する学則(規程第千六百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第一項の見出し、第二項及び表を削る。

附 則(規程第千七百十二号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(規程第千七百十五号)

この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(規程第千七百十号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第三の二は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

3 中央大学学則の一部を改正する学則(規程第千六百九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の表中「電気・電子工学科」を「電気電子情報通信工学科」に改める。

附 則(規程第千七百十八号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、理工学部各学科「特別英語」については、平成十一年四月一日以前の入学生にも適用する。

附 則(規程第千七百二十二号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法学部国際企業関係法学科「現代法特講」、「国際関係論特講」、「現代社会論特講」及び「総合講座」については、平成十一年四月一日以前の入学生にも適用する。

附 則（規程第千七百二十九号）

この学則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の三の次に第三十五条の四を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千七百六十一号）

(施行期日)

1 この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

2 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千六百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項及び表を削る。

附 則（規程第千七百四十三号）

(施行期日)

1 この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二及び別表第三は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千七百八十一号）

この学則は、平成十三年三月五日から施行する。

附 則（規程第千七百八十二号）

(施行期日)

1 この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二は、平成十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、理工学部精密機械工学科「設計製図通論」については、平成十三年四月一日以降の入学生については、専門教育科目の必修科目として適用し、平成十二年四月一日以前の入学生については、別に定めるところに従い、専門教育科目の選択必修科目として適用する。

4 第二項の規定にかかわらず、理工学部「総合演習」及び「代数学」、文学部一部「特別演習」及び「総合演習」、文学部二部「総合演習」及び「情報機器の操作」並びに教職に関する科目については、平成十二年四月一日以降の入学生から適用する。

5 第二項の規定にかかわらず、理工学部電気電子情報通信工学科「インターネット技術」及び「科学技術英語」については、平成十年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千七百八十三号）

(施行期日)

1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一及び別表第二は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

3 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千六百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び表を削る。

附 則（規程第千八百十八号）

(施行期日)

1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第六は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千七百八十四号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第三条、第三十二条及び第五十三条の規定並びに別表第一から別表第三の二及び別表第五から別表第七は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 文学部二部については、平成十三年度から学生募集を停止し、当該二部に在学する者がいなくなるまでの間は、存続するものとする。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

- 4 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千七百六十一号）の一部を次のように改正する。
附則中第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。
- 5 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千七百八十三号）の一部を次のように改正する。
附則第四項及び表を削る。

附 則（規程第千八百三十六号）

この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千七百九十九号）

この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千八百四十七号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の商学部「スモールビジネス論」及び「マーケティング情報システム論」並びに総合政策学部「国際インターンシップⅠ」、「国際インターンシップⅡ」、「国際インターンシップⅢ」、「国際インターンシップⅣ」、「国際インターンシップⅤ」及び「社会安全政策論」については、平成十二年四月一日以降の入学生から適用する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二理工学部土木工学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科及び応用化学科「情報社会と倫理」、理工学部物理学科「科学英語二」、理工学部数学科、精密機械工学科、応用化学科並びに情報工学科「技術開発と法」及び「知的財産法演習」並びに理工学部数学科、応用化学科及び情報工学科「工業所有権法」は、平成七年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千八百四十六号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二及び別表第三は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二中理工学部物理学科の項及び別表第三理工学部物理学科高等学校教諭一種免許状「情報」については、平成十三年四月一日以降の入学生から適用する。
- 4 前二項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表第二理工学部物理学科「技術開発と法」、「工業所有権法」及び「知的財産法演習」は、平成七年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千九百十四号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第六中法学部、経済学部、商学部及び理工学部の学費は、平成十二年四月一日以降の入学生から、文学部の学費は、平成十四年四月一日以降の入学生から、それぞれ適用する。ただし、平成十三年四月一日以前の商学部の入学生については、実験実習料は適用しない。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

- 3 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千七百八十四号）の一部を次のように改正する。
附則中第五項及び表を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

附 則（規程第千九百三号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一は、平成十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千九百十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二及び別表第三は、平成十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の「F L P 演習 A」、「F L P 演習 B」及び「F L P 演習 C」並びに商学部「メニュー講義」、「メニュー演習」及び「税法」については、平成十四年四月一日以降の入学生から適用する。

4 前二項の規定にかかわらず、総合政策学部の平成十四年四月一日の入学生に係る「事例研究（演習）Ⅰ」、「事例研究（演習）Ⅱ」、「F L P 演習 A」、「F L P 演習 B」及び「F L P 演習 C」の履修方法については当該科目から一二単位を必修として適用する。

5 第二項の規定にかかわらず、この学則による改正後の商学部「情報システム設計論」及び「経営戦略論」並びに理工学部「複素解析学一」及び「複素解析学二」は、平成十三年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千九百六十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の学則は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千九百九十一号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の学則は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千九百四十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

3 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第千七百八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項及び表を削る。

附 則（規程第千九百九十七号）

この学則は、平成十五年九月十九日から施行する。

附 則（規程第二千二号）

この学則は、平成十六年三月八日から施行する。

附 則（規程第二千四号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」、「演習Ⅳ」及び「演習Ⅴ・演習論文」は、平成十五年四月一日以降の入学生から適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、この学則による改正後の「F L P 演習 A」、「F L P 演習 B」、「F L P 演習 C」、「メニュー講義」、「メニュー演習」、「税法Ⅰ」及び「税法Ⅱ」については、平成十四年四月一日以降の入学生から適用する。

4 第一項の規定にかかわらず、この学則による改正後の「情報システム設計論Ⅰ」、「情報システム設計論Ⅱ」、「経営戦略論Ⅰ」及び「経営戦略論Ⅱ」は、平成十三年四月一日以降の入学生から適用する。

5 この学則施行の際、既に修得している授業科目の単位の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

附 則（規程第二千五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二及び別表第二の六は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の経済学部「演習論文」及び総合政策学部「文化交流史Ⅰ」、「文化交流史Ⅱ」、「アジア近代史Ⅰ」、「アジア近代史Ⅱ」、「イギリス社会文化論」については、平成十五年四月一日以降の入学生から適用する。

4 第二項の規定にかかわらず、改正後の経済学部「課題演習」、理工学部精密機械工学科「インターンシップ」及び総合政策学部「映像メディア論」については、平成十四年四月一日以降の入学生から適用する。

5 第二項の規定にかかわらず、改正後の総合政策学部「学術研究Ⅰ」及び「学術研究Ⅱ」については、平成十三年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第二千六号）

(施行期日)

1 この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一は、平成十七年四月一日以降の入学生から適用し、平成十六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 総合政策学部政策科学科夜主コースについては、平成十七年度から学生募集を停止し、当該夜主コースに在学する者がいなくなるまでの間は、存続するものとする。

附 則（規程第二千四十四号）

(施行期日)

1 この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成十七年四月一日以降の入学生から適用し、平成十六年四月一日以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則（規程第二千六十五号）

(施行期日)

1 この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第六中法学部、経済学部、商学部及び理工学部の学費は、平成十二年四月一日以降の入学生から、文学部の学費は、平成十四年四月一日以降の入学生から、それぞれ適用する。ただし、平成十三年四月一日以前の商学部の入学生については、実験実習料は適用しない。

1 この学則による改正後の別表第六にかかわらず、平成十一年四月一日以前の法学部一部・二部、経済学部一部・二部、商学部一部・二部及び理工学部一部・二部の入学生の平成十八年度までの学費並びに平成十三年四月一日以前の文学部一部の入学生の平成二十年度までの学費並びに平成十二年四月一日以前の文学部二部の入学生の平成十九年度までの学費は、次のとおりとする。

(第五十五条関係) (学費)

(単位・円)

学部	年度	費目		授 業 料		実 験 実 習 料		施 設 設 備 費	
		一部	二部	一 部	二 部	一 部	二 部	一 部	二 部
法学部・商学部・経済学部	平成十七年度	六六六、四〇〇	三三三、二〇〇	—	—	一五三、三〇〇	七六、六〇〇		
	平成十八年度	六六九、七〇〇	三三四、八〇〇	—	—	一五四、〇〇〇	七七、〇〇〇		
理工学部	平成十七年度	九九八、六〇〇	四九九、三〇〇	九三、七〇〇	四六、八〇〇	二二七、八〇〇	一一三、九〇〇		
	平成十八年度	一、〇〇三、五〇〇	五〇一、七〇〇	九四、一〇〇	四七、〇〇〇	二二八、九〇〇	一一四、四〇〇		
文学部	平成十七年度	六六六、四〇〇	三三三、二〇〇	—	—	一五三、三〇〇	七六、六〇〇		
	平成十八年度	六六九、七〇〇	三三四、八〇〇	—	—	一五四、〇〇〇	七七、〇〇〇		
	平成十九年度	六七三、〇〇〇	三三六、五〇〇	—	—	一五四、七〇〇	七七、三〇〇		
	平成二十年度	六七六、三〇〇	—	—	—	一五五、四〇〇	—		

(注) 施設設備費は、修業年限を超えて在学する場合は必要としない。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

4 中央大学学則の一部を改正する学則(規程第千九百十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項及び表を削り、第四項を第三項とする。

附 則(規程第二千八十四号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二は、平成十七年四月一日以降の入学生から適用し、平成十六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の理工学部土木工学科「環境リスク評価論」については、別に定めるところに従い、平成十四年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則(規程第二千八百号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第二の二、別表第二の四、別表第三、別表第三の二は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 文学部文学科、史学科、哲学科、社会学科及び教育学科については、平成十八年度から学生募集を停止し、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間は、存続するものとする。

附 則(規程第二千百十二号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年四月一日以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則(規程第二千百三十二号)

この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(規程第二千百四十三号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二及び別表第二の二は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中総合政策学部「行政法Ⅰ」、「行政法Ⅱ」、「ヨーロッパ文芸思潮」、「事例研究(演習)ⅠB」及び「事例研究(演習)Ⅱ」は、平成十七年四月一日以降の入学生から適用する。

4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中総合政策学部「法と経済学」は、平成十七年四月一日の入学生については、二次配当科目として適用する。

5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部応用化学科「創薬化学」は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用する。

6 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部電気電子情報通信工学科「情報セキュリティ基礎」は、平成十一年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則(規程第二千百四十二号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第三の二は、平成十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(規程第二千百五十五号)

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(規程第二千百五十八号)

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(規程第二千百六十九号)

(施行期日)

1 この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第六の規定にかかわらず、平成十三年四月一日以前の文学部一部の入学生の平成二十年度までの学費及び平成十二年四月一日以前の文学部二部の入学生の平成十九年度までの学費は、なお従前の例による。

附 則（規程第二千八百八十四号）

(施行期日)

1 この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第三の二は、平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、平成十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千八百八十五号）

(施行期日)

1 この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二、別表第二の二、別表第二の三及び別表第二の四は、平成十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中文学部人文社会学科自由選択科目共通科目の履修方法については、平成十八年四月一日以降の入学生から適用する。

4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中経済学部経済学科、産業経済学科、国際経済学科及び公共経済学科「監査論Ⅰ」、「監査論Ⅱ」、「税務会計論Ⅰ」及び「税務会計論Ⅱ」並びに理工学部土木工学科「エンジニアリング・マネジメント」及び「環境リスク評価論」は、平成十七年四月一日以降の入学生から適用する。

5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部経営システム工学科「情報メディア産業技術論一」、「情報メディア産業技術演習一」、「情報メディア産業技術論二」、「情報メディア産業技術演習二」、「情報メディア産業技術論三」、「情報メディア産業技術演習三」及び「産業技術研修」は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第二千九百八十八号）

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百三十八号）

(施行期日)

1 この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表二は、平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、平成十九年四月一日以前の入学生については、なお、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部応用化学科の「化学工学熱力学」並びに総合政策学部「犯罪の概念Ⅰ」、「犯罪の概念Ⅱ」、「犯罪統御Ⅰ」、「犯罪統御Ⅱ」、「財産と法Ⅰ」、「財産と法Ⅱ」、「現代契約法Ⅰ」、「現代契約法Ⅱ」、「不法行為Ⅰ」及び「不法行為Ⅱ」については、平成十九年四月一日以降の入学生から適用する。

4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表二中総合政策学部「企業統治と法Ⅰ」、「企業統治と法Ⅱ」、「社会安全政策論Ⅰ」及び「社会安全政策論Ⅱ」については、平成十八年四月一日以降の入学生から適用する。

5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部数学科、物理学科、土木工学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、情報工学科の「情報メディア産業技術論一」、「情報メディア産業技術演習一」、「情報メディア産業技術論二」、「情報メディア産業技術演習二」、「情報メディア産業技術論三」、「情報メディア産業技術演習三」及び「産業技術研修」並びに総合政策学部「総合政策フォーラムⅠ」及び「総合政策フォーラムⅡ」については、は、平成十七年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第二千二百四十一号）

この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千二百三十六号）

(施行期日)

1 この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、平成十五年四月一日以前の入学生に適用するカリキュラムについては、別に定める。

3 この学則施行の際、既に修得している授業科目の単位の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

附 則（規程第二千二百三十七号）

(施行期日)

1 この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成二十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千二百四十号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第三の二は、平成二十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千二百七十七号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

- 2 中央大学学則の一部を改正する学則(規程第二千六百九十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び表を削り、第三項中「及び前項」を削り、同項を第二項とする。

附 則 (規程第二千二百九十五号)

この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千二百九十六号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成二十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中商学部の「経営管理論」、「原価計算論」、「貿易論」、「ビジネス英語Ⅲ(貿易英語上級)」、「会計学特論Ⅰ」、「会計学特論Ⅱ」、「進化経済学Ⅰ」、「進化経済学Ⅱ」、「統計理論Ⅰ」、「統計理論Ⅱ」及び「課題演習」並びに理工学部生命科学科の「情報メディア産業技術論一」、「情報メディア産業技術演習一」、「情報メディア産業技術論二」、「情報メディア産業技術演習二」、「情報メディア産業技術論三」、「情報メディア産業技術演習三」及び「産業技術研修」については、平成二十年四月一日以降の入学生から適用する。

- 2 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部情報工学科の「画像・映像コンテンツ演習一」、「画像・映像コンテンツ演習二」、「画像・映像コンテンツ演習三」及び「画像・映像コンテンツ演習四」については、平成十八年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則 (規程第二千三百三十五号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二及び別表第二の六は、平成二十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、別表第二中教職に関する科目の「教職実践演習(中・高)」については、平成二十一年四月一日以前の入学生にも適用する。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部数学科、物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、経営システム工学科、情報工学科、生命科学科の「知的財産取扱基礎知識」及び「知的財産取扱文書演習」については、平成十九年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則 (規程第二千三百八十二号)

この学則は、平成二十二年十月二十五日から施行する。

附 則 (規程第二千三百八十号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

- 2 中央大学学則の一部を改正する学則(規程第二千二百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則 (規程第二千四百一号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成二十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中商学部学部・大学院共通科目の「経営学原理Ⅰ」、「経営学原理Ⅱ」、「企業論Ⅰ」、「企業論Ⅱ」、「日本企業経営研究Ⅰ」、「日本企業経営研究Ⅱ」、「技術経営論Ⅰ」、「技術経営論Ⅱ」、「財務管理論Ⅰ」、「財務管理論Ⅱ」、「生産管理論Ⅰ」、「生産管理論Ⅱ」、「マーケティング研究Ⅰ」、「マーケティング研究Ⅱ」、「人的資源管理研究Ⅰ」、「人的資源管理研究Ⅱ」、「情報経営論Ⅰ」、「情報経営論Ⅱ」、「経営史Ⅰ」、「経営史Ⅱ」、「国際経営研究Ⅰ」、「国際経営研究Ⅱ」、「ビジネス・エコノミクス研究Ⅰ」、「ビジネス・エコノミクス研究Ⅱ」、「アントレプレナーシップ研究Ⅰ」、「アントレプレナーシップ研究Ⅱ」、「経営学研究Ⅰ」、「経営学研究Ⅱ」、「経営戦略論Ⅰ」、「経営戦略論Ⅱ」、「経営組織研究Ⅰ」、「経営組織研究Ⅱ」、「製造・ロジスティクス研究Ⅰ」、「製造・ロジスティクス研究Ⅱ」、「ファイナンス研究Ⅰ」、「ファイナンス研究Ⅱ」、「ベンチャービジネス研究Ⅰ」、「ベンチャービジネス研究Ⅱ」、「経営分析研究Ⅰ」、「経営分析研究Ⅱ」、「環境経営研究Ⅰ」、「環境経営研究Ⅱ」、「会計学原理Ⅰ」、「会計学原理Ⅱ」、「財務会計論Ⅰ」、「財務会計論Ⅱ」、「管理会計論Ⅰ」、「管理会計論Ⅱ」、「管理会計Ⅰ」、「管理会計Ⅱ」、「原価計算論Ⅰ」、「原価計算論Ⅱ」、「会計情報システム論Ⅰ」、「会計情報システム論Ⅱ」、「監査論Ⅰ」、「監査論Ⅱ」、「税法判例研究Ⅰ」、「税法判例研究Ⅱ」、「国際税務論Ⅰ」、「国際税務論Ⅱ」、「経営分析論Ⅰ」、「経営分析論Ⅱ」、「国際会計論Ⅰ」、「国際会計論Ⅱ」、「現代制度会計Ⅰ」、「現代制度会計Ⅱ」、「監査と会計Ⅰ」、「監査と会計Ⅱ」、「コスト・マネジメントⅠ」、「コスト・マネジメントⅡ」、「財務の分析Ⅰ」、「財務の分析Ⅱ」、「商業経営論Ⅰ」、「商業経営論Ⅱ」、「マーケティング論Ⅰ」、「マーケティング論Ⅱ」、「国際マーケティング論Ⅰ」、「国際マーケティング論Ⅱ」、「消費者行動論Ⅰ」、「消費者行動論Ⅱ」、「流通論Ⅰ」、「流通論Ⅱ」、「流通チャンネル論Ⅰ」、「流通チャンネル論Ⅱ」、「商業史Ⅰ」、「商業史Ⅱ」、「貿易論Ⅰ」、「貿易論Ⅱ」、「貿易政策論Ⅰ」、「貿易政策論Ⅱ」、「世界経済論Ⅰ」、「世界経済論Ⅱ」、「中国・ロシア経済論Ⅰ」、「中国・ロシア経済論Ⅱ」、「アメリカ経済論Ⅰ」、「アメリカ経済論Ⅱ」、「欧米経済論Ⅰ」、「欧米経済論Ⅱ」、「東南アジア経済研究Ⅰ」、「東南アジア経済研究Ⅱ」、「損害保険論Ⅰ」、「損害保険論Ⅱ」、「海上保険論Ⅰ」、「海上保険論Ⅱ」、「ビジネス・コミュニケーション論Ⅰ」、「ビジネス・コミュニケーション論Ⅱ」、「国際商務論Ⅰ」、「国際商務論Ⅱ」、「金融論Ⅰ」、「金融論Ⅱ」、「金融制度論Ⅰ」、「金融制度論Ⅱ」、「企業金融論Ⅰ」、「企業金融論Ⅱ」、「国際金融論Ⅰ」、「国際金融論Ⅱ」、「日本金融論Ⅰ」、「日本金融論Ⅱ」、「開発金融政策Ⅰ」、「開発金融政策Ⅱ」、「証券論Ⅰ」、「証券論Ⅱ」、「証券投資論Ⅰ」、「証券投資論Ⅱ」、「保険学Ⅰ」、「保険学Ⅱ」、「生命保険論Ⅰ」、「生命保険論Ⅱ」、「金融工学Ⅰ」、「金融工学Ⅱ」、「生命保険経営戦略研究Ⅰ」、「生命保険経営戦略研究Ⅱ」、「マクロ経済学Ⅰ」、「マクロ経済学Ⅱ」、「ミクロ経済学Ⅰ」、「ミクロ経済学Ⅱ」、「進化経済学Ⅰ」、「進化経済学Ⅱ」、「経済学方法論Ⅰ」、「経済学方法論Ⅱ」、「日本経済論Ⅰ」、「日本経済論Ⅱ」、「経済史Ⅰ」、「経済史Ⅱ」、「計量経済学Ⅰ」、「計量経済学Ⅱ」、「景気変動論Ⅰ」、「景気変動論Ⅱ」、「統計学Ⅰ」、「統計学Ⅱ」、「財政学Ⅰ」、「財政学Ⅱ」、「現代経済学Ⅰ」、「現代経済学Ⅱ」、「数理ファイナンスⅠ」、「数理ファイナンスⅡ」、「応用経済学Ⅰ」、「応用経済学Ⅱ」、「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」、「法人税法Ⅰ」、「法人税法Ⅱ」、「所得税法Ⅰ」、「所得税法Ⅱ」、「相続税法Ⅰ」、「相続税法Ⅱ」、「消費税法Ⅰ」、「消費税法Ⅱ」、「事例研究入門Ⅰ」、「事例研究入門Ⅱ」、「研究セミナーⅠ」、「研究セミナーⅡ」、「導入セミナーⅠ」、「導入セミナーⅡ」、「ビジネス・プラクティカル・ワークショップⅠ」、「ビジネス・プラクティカル・ワークショップⅡ」、「MicroeconomicsⅠ」、「MicroeconomicsⅡ」、「Globalization of East Asia and Japanese and Asian Management」、「Modern Japanese History」、「Post-Bretton Woods Capitalism and Financial Instability」、「Financial and Capital Markets in East Asia」、「Coping with Crises in Complex Socio-Economic Systems Workshop」、「Airline Business and Tourism in Japan」、「Financial dealings and the market economy」、「Artificial Intelligent Economics」、「Artificial Intelligent Market Experiment」及び「Service Sciences and the Related Economic Matters」については、平成十六年四月一日以降の入学生から適用する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部数学科、物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、経営システム工学科、情報工学科、生命科学科の「英語プレゼンテーション演習」については、平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、理工学部都市環境学科の「公共政策の最前線」については、平成十六年四月一日以降の入学生から適用する。
- 5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中総合政策学部の「経済分析Ⅰ」、「経済分析Ⅱ」、「会計学Ⅰ」、「会計学Ⅱ」、「マーケティング論Ⅰ」、「マーケティング論Ⅱ」、「簿記論Ⅰ」及び「簿記論Ⅱ」については、平成二十二年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第二千四百十六号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第二、別表第二の二、別表第二の三、別表第二の四及び別表第二の五は、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千四百二十七号）

この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千四百三十七号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二及び別表第二の六は、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部都市環境学科の「環境評価」及び生命科学科の「免疫学」については、平成二十年四月一日以降の入学生から適用する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中総合政策学部の「上級英語Ⅰ」、「上級英語Ⅱ」については、平成二十二年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第二千四百四十六号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第三の二は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千五百一号）

- 1 この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百二号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中経済学部経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科、公共・環境経済学科の「グローバル・フィールド・スタディーズⅠ」、「グローバル・フィールド・スタディーズⅡ」、「グローバル・フィールド・スタディーズⅢ」及び「グローバル・フィールド・スタディーズⅣ」については、平成十九年四月一日以降の入学生から適用する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中商学部経営学科、会計学科、商業・貿易学科、金融学科の「朝鮮語会話Ⅰ」、「朝鮮語会話Ⅱ」、「朝鮮語会話Ⅲ」、「朝鮮語会話Ⅳ」、「英語C」、「グローバル・ステューデント育成講座Ⅰ」及び「グローバル・ステューデント育成講座Ⅱ」については、平成十八年四月一日以降の入学生から適用する。
- 5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部物理学科の「関連電子系物理学」については、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用する。
- 6 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中文学部人文社会学科自由選択科目大学院履修科目の「ドイツ社会誌特講」、「ドイツ社会誌演習」、「フランス美術史特講」、「フランス美術史演習」及び「教育史演習」については、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第二千五百十六号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、平成二十五年四月一日以前の入学生に適用するカリキュラムについては、別に定める。
- 3 この学則施行の際、既に修得している授業科目の単位の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

附 則（規程第二千五百二十八号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成二十七年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千五百三十三号）

この学則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百三十九号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成二十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中経済学部経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科、公共・環境経済

学科の「短期留学プログラムⅢ」及び「短期留学プログラムⅣ」については、平成二十五年四月一日以前の入学生にも適用する。

- 4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中商学部経営学科、会計学科、商業・貿易学科、金融学科の「インターンシップ演習」、「短期留学プログラムⅢ」、「短期留学プログラムⅣ」、「英語D」、「Global Study Program I」、「Global Study Program II」、「Global Study Program III」及び「Global Study Program IV」については、平成二十五年四月一日以前の入学生にも適用する。
- 5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部情報工学科の「オープンプロジェクト演習」については、平成十九年四月一日以降平成二十四年四月一日以前の入学生から適用する。
- 6 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中文学部人文社会学科の「グローバル・スタディーズ(1)」、「グローバル・スタディーズ(2)」、「グローバル・スタディーズ(3)」、「グローバル・スタディーズ(4)」、「SENDプログラム(日本語教育)」、「短期留学プログラムⅢ」及び「短期留学プログラムⅣ」については、平成二十五年四月一日以前の入学生にも適用する。
- 7 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中文学部人文社会学科自由選択科目大学院履修科目の「書誌学」、「浮世絵学」、「映像文化史」及び「マンガ論」については、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用する。
- 8 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中総合政策学部政策科学科、国際政策文化学科の「短期留学プログラムⅢ」及び「短期留学プログラムⅣ」については、平成二十五年四月一日以前の入学生にも適用する。

附 則（規程第二千五百六十六号）

この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百七十三号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。
（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）
- 2 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第二千三百八十号）の一部を次のように改正する。
附則中第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。
- 3 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第二千四百二十七号）の一部を次のように改正する。
附則中第二項及び表並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則（規程第二千五百八十三号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表第一は、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年四月一日以前の入学生及び編入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千五百九十一号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。
（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）
- 2 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第二千五百七十三号）の一部を次のように改正する。
附則中第二項及び表を削り、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

附 則（規程第二千五百九十三号）

この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百九十七号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表第二及び別表第二の六は、平成二十七年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中法学部の「短期留学プログラムⅢ」及び「短期留学プログラムⅣ」については、平成二十六年四月一日の入学生にも適用する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、平成二十五年四月一日以前の法学部の入学生に適用するカリキュラムについては、別に定める。
- 5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中経済学部経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科及び公共・環境経済学科の「学部共通インターンシップⅠ」及び「学部共通インターンシップⅡ」については、平成二十六年四月一日以前の入学生にも適用する。
- 6 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中商学部経営学科、会計学科、商業・貿易学科及び金融学科の「入門データ分析演習」、「応用データ分析演習」、「データベース演習」、「プログラム開発演習」、「ビジネス・プロジェクト講座Ⅱ」、「学部共通インターンシップⅠ」及び「学部共通インターンシップⅡ」については、平成二十六年四月一日以前の入学生

にも適用する。

- 7 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部数学科、物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、応用化学科、経営システム工学科、情報工学科、生命科学科及び人間総合理工学科の「グローバルスタディーズ」、「短期留学プログラムⅢ」及び「短期留学プログラムⅣ」については、平成二十六年四月一日以前の入学生にも適用する。
- 8 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中総合政策学部政策科学科及び国際政策文化学科の「学部共通インターンシップⅠ」及び「学部共通インターンシップⅡ」については、平成二十六年四月一日以前の入学生にも適用する。

附 則（規程第二千六百十一号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千六百四十三号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中商学部経営学科、会計学科、商業・貿易学科及び金融学科の「ビジネス・チャレンジ演習」及び「ビジネス・チャレンジ実習」並びに学部・大学院共通科目の「財務分析Ⅰ」、「財務分析Ⅱ」、「貿易システム論Ⅰ」、「貿易システム論Ⅱ」、「マーケティング・コミュニケーション論Ⅰ」、「マーケティング・コミュニケーション論Ⅱ」、「経済数学Ⅰ」、「経済数学Ⅱ」、「Social ReserchⅠ」及び「Social ReserchⅡ」については、平成二十七年四月一日以前の入学生にも適用する。

- 4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、経営システム工学科及び情報工学科の「代数学Ⅰ」及び「代数学Ⅱ」並びに物理学科、応用化学科及び生命科学科の「地学実験Ⅰ」及び「地学実験Ⅱ」並びに物理学科及び応用化学科の「生物学実験Ⅰ」及び「生物学実験Ⅱ」については、平成二十七年四月一日以降の入学生から適用する。

- 5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部情報工学科の「データ活用演習」並びに物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、経営システム工学科及び情報工学科の「幾何学Ⅰ」及び「幾何学Ⅱ」並びに都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科及び応用化学科の「職業指導Ⅰ」及び「職業指導Ⅱ」については、平成二十六年四月一日以降の入学生から適用する。

- 6 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中教職に関する科目の「社会科教育法Ⅰ」、「社会科教育法Ⅱ」、「地理歴史科教育法Ⅰ」、「地理歴史科教育法Ⅱ」、「公民科教育法Ⅰ」、「公民科教育法Ⅱ」、「数学科教育法Ⅰ」、「数学科教育法Ⅱ」、「理科教育法Ⅰ」、「理科教育法Ⅱ」、「工業科教育法Ⅰ」、「工業科教育法Ⅱ」、「商業科教育法Ⅰ」、「商業科教育法Ⅱ」、「国語科教育法Ⅰ」、「国語科教育法Ⅱ」、「英語科教育法Ⅰ」、「英語科教育法Ⅱ」、「ドイツ語科教育法Ⅰ」、「ドイツ語科教育法Ⅱ」、「フランス語科教育法Ⅰ」、「フランス語科教育法Ⅱ」、「中国語科教育法Ⅰ」、「中国語科教育法Ⅱ」、「情報科教育法Ⅰ」及び「情報科教育法Ⅱ」については、平成二十六年四月一日以降の入学生から適用する。

- 7 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中教職に関する科目の「社会科教育の指導法Ⅰ」、「社会科教育の指導法Ⅱ」、「数学科教育の指導法Ⅰ」、「数学科教育の指導法Ⅱ」、「理科教育の指導法Ⅰ」、「理科教育の指導法Ⅱ」、「国語科教育の指導法Ⅰ」、「国語科教育の指導法Ⅱ」、「英語科教育の指導法Ⅰ」、「英語科教育の指導法Ⅱ」、「ドイツ語科教育の指導法Ⅰ」、「ドイツ語科教育の指導法Ⅱ」、「フランス語科教育の指導法Ⅰ」、「フランス語科教育の指導法Ⅱ」、「中国語科教育の指導法Ⅰ」及び「中国語科教育の指導法Ⅱ」については、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第二千六百五十五号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第二は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千六百五十九号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第一は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千六百六十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二、別表第二の二及び別表第二の三は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千六百八十一号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

2 中央大学学則の一部を改正する学則（規程第二千五百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則（規程第二千六百九十一号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二中の「グローバル・テュートリアル」は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中「グローバル・テュートリアル」、「専門インターンシップ」、「グローバル総合講座」、「グローバル集中講義」、「グローバル遠隔ラーニング」及び「グローバルアクティブラーニング」並びに商学部の「経営管理研究Ⅰ」、「経営管理研究Ⅱ」、「イノベーション・マネジメント論Ⅰ」及び「イノベーション・マネジメント論Ⅱ」並びに理工学部の「先端科学技術論Ⅰ」、「先端科学技術論Ⅱ」及び「先端科学技術論Ⅲ」については、平成二十八年四月一日以前の入学生にも適用する。

4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中経済学部の「中級ミクロ経済学」については、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用する。

5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中法学部の「哲学概論Ⅰ」、「哲学概論Ⅱ」、「倫理学概論Ⅰ」及び「倫理学概論Ⅱ」並びに経済学部及び商学部の「職業指導Ⅰ」、「職業指導Ⅱ」、「哲学概論Ⅰ」、「哲学概論Ⅱ」、「倫理学概論Ⅰ」及び「倫理学概論Ⅱ」並びに総合政策学部の「哲学概論Ⅰ」、「哲学概論Ⅱ」、「倫理学概論Ⅰ」及び「倫理学概論Ⅱ」については、平成二十七年四月一日以降の入学生から適用する。

6 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中文学部の「英語学研究（言語習得論Ⅰ）A」、「英語学研究（言語習得論Ⅰ）B」、「英語学研究（言語習得論Ⅱ）A」、「英語学研究（言語習得論Ⅱ）B」、「日本中世史演習ⅢA」、「日本中世史演習ⅢB」、「東南アジア史特講A」、「東南アジア史特講B」、「東南アジア史演習A」及び「東南アジア史演習B」については、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第二千七百十五号）

この学則は、平成二十九年六月十二日から施行する。

附 則（規程第二千七百三十号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第六にかかわらず、平成二十三年四月一日入学生の平成三十年度の学費は、次のとおりとする。

（第五十五条関係）（学費）

（単位・円）

学部	年 度	費 目	授 業 料	実 験 実 習 料	施 設 設 備 費
法文学部	平成三十年度		七四六、五〇〇	—————	一七一、二〇〇
経済学部	平成三十年度		七四六、五〇〇	一五、〇〇〇	一七一、二〇〇
商学部	平成三十年度		七四六、五〇〇	一八、〇〇〇	一七一、二〇〇
理工					

学部	平成三十年度	一、一一九、〇〇〇	一〇四、四〇〇	二五四、八〇〇
総学部 政策	平成三十年度	九三三、六〇〇	六三、九〇〇	二一四、八〇〇

(注) 施設設備費並びに経済学部及び商学部の実験実習料は、修業年限を超えて在学する場合は必要としない。

(中央大学学則の一部を改正する学則の一部改正)

3 中央大学学則の一部を改正する学則(規程第二千六百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則(規程第二千七百三十七号)

(施行期日)

1 この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二は、平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中法学部の「歴史E」及び「歴史F」については、平成二十九年四月一日以前の入学生にも適用する。

4 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中経済学部経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科及び公共・環境経済学科の「演習1」及び「演習3」については、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用する。

5 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中経済学部経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科及び公共・環境経済学科の「地誌学」については、平成二十九年四月一日以前の入学生にも適用する。

6 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中商学部経営学科、会計学科、商業・貿易学科及び金融学科の「グローバル・フィールド・スタディーズI」、「グローバル・フィールド・スタディーズII」、「グローバル・フィールド・スタディーズIII」、「Global Study Program IA」、「Global Study Program IB」及び「Global Study Program IC」については、平成二十九年四月一日以前の入学生にも適用する。

7 第二項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中理工学部の「グローバルスタディーズB」については、平成二十九年四月一日以前の入学生にも適用する。

附 則(規程第二千七百三十八号)

(施行期日)

1 この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二及び別表第三は、平成三十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成三十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日以降に再入学した者及び編入学した者の取扱いについては、別に定める。

附 則(規程第二千七百四十七号)

この学則は、平成三十年四月一日から施行する。